水球のまち柏崎宿泊費補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、市外から水球大会等で来訪するスポーツ団体等に対し、宿泊費の一部を補助することにより、水球の競技力の向上、市外チームの誘致促進、交流人口の拡大及び地域経済の活性化を図ることを目的として、予算の範囲内において水球のまち柏崎宿泊費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　水球大会等　水球競技の技術向上等を目的として、宿泊を伴う大会、練習、研修又は強化活動をいう。

⑵　スポーツ団体等　学校、競技団体、クラブチームその他スポーツ活動を行う団体をいう。

⑶　市内宿泊施設　旅館業法（昭和２３年法律第１３８号）の規定に基づき営業する市内の宿泊施設をいう。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するスポーツ団体等とする。

⑴　市外を主たる活動拠点とすること。

⑵　市内宿泊施設に宿泊し、水球大会等に参加又は実施すること。

⑶　政治活動又は宗教活動を主たる目的としないこと。

（補助対象経費）

第４条　補助金の交付対象となる経費は、水球大会等に係る市内宿泊施設の宿泊費とする。

（補助金の額）

第５条　補助金の額は、補助対象者が市内宿泊施設に宿泊した延べ宿泊数に、委員長が別に定める１泊当たりの補助単価を乗じて得た額とする。

２　前項の規定により算出した補助金の額に１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

３　補助金の交付額は、予算の範囲内で委員長が別に定める上限額を超えないものとする。

（交付申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者は、委員長が別に定める期日までに、水球のまち柏崎宿泊費補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、委員長に提出しなければならない。

⑴　合宿計画書（大会参加の場合は不要）

⑵　その他委員長が必要と認める書類

（交付決定）

第７条　委員長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

（変更及び中止）

第８条　補助金の交付決定を受けた者は、申請内容を変更し、又は事業を中止しようとするときは、速やかに委員長に届け出なければならない。

（実績報告）

第９条　補助金の交付決定を受けた者は、水球大会等終了後、委員長が別に定める期日までに、水球のまち柏崎宿泊費補助金実績報告書（様式第２号）に次に掲げる書類を添えて、委員長に提出しなければならない。

⑴　宿泊実績が確認できる書類

⑵　宿泊費の支払が確認できる書類

⑶　その他委員長が必要と認める書類

（補助金の確定及び交付）

第１０条　委員長は、前条の規定による実績報告の内容を審査し、補助金の額を確定したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し及び返還）

第１１条　委員長は、補助金の交付を受けた者が虚偽の申請その他不正な行為により補助金の交付を受けたと認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（委任）

第１２条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附　則　この要綱は、令和７年１２月１７日から施行する。